

公正裁判・無罪判決を求める 10万人署名への御協力をお願いします

国労5・27臨大闘争弾圧を許さない会

連絡・集約先/東京都港区南青山5 10 2 第2九曜ビル505号 葉山法律事務所
電話 03 3797 3690 FAX 03 3797 3950

呼びかけ発起人/佐藤昭夫(早稲田大学名誉教授・臨大闘争弾圧事件弁護士団
長) 加藤晋介(鉄建公団訴訟主任弁護士) 土屋公献(日弁連元会長)
(弁護士) (労働法学者) (憲法学者)
(明治大学名誉教授) (評論家) (国労元委員長)
(評論家) (高知短期大学名誉教授) (評論
家) 大和田幸治(全国金属機械港合同事務局長) 武建一(全日建運輸連
帯労働組合関西生コン支部執行委員長) 手嶋浩一(国労九州本部前書記長)
(元福岡県評事務局長) (九州大学名誉教授)
(福岡大学名誉教授) (全日自労三重県本部委員長)
(新潟大学名誉教授) (国鉄千葉動力車労働組合)

日々のご奮闘に敬意を表します。

私たちは、02年5・27国労臨時大会でのピラまき・説得活動を口実に国労組合員ら8名にかけられた刑事弾圧を許さず、国鉄1047名闘争の勝利と労働者の団結権を守りぬく立場で、裁判闘争を全力で支援してきました。03年12月22日に被告とされた7名の保釈を1年3か月ぶりに勝ち取りました。病気治療の為に勾留執行停止だった1名も04年1月末日に保釈となりました。8名全員を取り戻し、職場の仲間の大歓迎の中で、堂々と職場復帰しました。

この勝利の原動力は、全国から寄せていただいた4万6千筆にのぼる保釈要求の署名でした。本当にありがたいと思えます。ご協力を。保釈を実現した成果を踏まえ、新たに「公正裁判・無罪判決を求める」10万人署名を取り組みたいと思えます。ご協力をお願いします。

保釈を勝ち取る過程で、担当である東京地裁刑事10部の青柳裁判長は「憲法28条との関係で考える」と表明し、東京高裁は、「本件における有形力の行使は強度のものではなく、負傷を負った者もないなど、必ずしも重大とはいえない」と述べています。裁判所が、本件について労働者の団結権に係わる労働刑事事件であるとの認識をある程度示したものとえます。

5・27臨大闘争弾圧は、国鉄分割民営化で首を切られた1047名の解雇撤回闘争を解体するために強行されたものです。87年の国鉄分割民営化で解雇された1047名は、「解雇撤回・JR復帰」を掲げ、中労委の救済命令を取消した98年5・28東京地裁反動判決をも乗り越え、闘い続けました。

東京高裁で争われている最中の2000年5月、自民党ら与党3党と社民党は、国労本部に対し「JRに法的責任がないことを大会決定せよ」と迫りました。これが「4党合意」です。政権政党が労働組合に対し、中労委も認定した「不当労働行為」という事実を、「主張するな、責任追及の闘いをやめよ」と強要したのです。国土交通省とJR各社も自民党らと一体で、国労を攻撃しました。まさに、「4党合意」は、「国家的不当労働行為の総仕上げ」だったのです。

JR復帰を求めて13年間闘ってきた1047名にとって、この要求を受け入れることは到底出来ませんでした。国労本部は4党合意を受諾しましたが、国労闘争団と家族、組合員は強固に反対し、大会を3度開いても決定できませんでした。ついに国労本部は、01年1月に1000名の機動隊を導入し反対派を弾圧・抑圧し、大会で採決を強行しました。しかし、自民党らはいっそう居丈高に、「組合員の総意で承認せよ」、「反対派を除名せよ、さもなければ与党は4党合意から離脱する」(3与党声明)と国労本部に迫りました。国労本部がこの受入れのために開いたのが、02年5・27臨時大会でした。

被告とされた国労組合員らは、この日の早朝、本部派が宿泊したホテルの前で、「奴隷の道を拒否せよ」と大書したピラをまき、「何のための組合か」と説得しました。この行動は、本部派が大会会場周辺を機動隊導入で制圧し、役員や大会代議員に接触できない状態の中で、本部方針に反対する意見を述べ、方針決定に参加する唯一の方法でした。まさに組合員としての正当な組合活動でした。ところが国労本部派は準備していたビデオカメラでこの現場を撮影し、テープを警察に進んで提出し、「暴行された」などと供述し、弾圧に加担しました。そして裁判所では検察側証人として出廷しています。

被告たちに適用された罪名は「暴力行為等処罰に関する法律」です。戦前の治安維持法と並ぶ悪法で、労働争議、小作争議、水平運動などの弾圧に猛威をふるいました。労働者が団結して活動することを破壊する目的です。憲法の団結権保障(28条)に反するものです。もし、8名が有罪になるならば憲法28条は否定されたに等しく一切の労働運動は違法とされ、圧殺されることになるでしょう。

労働者の闘う団結を守り、労働組合の再生を勝ち取っていく闘いが切実に求められています。刑事裁判闘争はこの基本を守り勝利的に進んでいます。被告たちが暴行した事実はなく、真剣な説得活動だったことも、そしてこの事件が如何に日本の労働運動を圧殺するための「デッチあげ弾圧」であったかは裁判が進む中で明らかとなってきています。

私たちは、裁判所に対し、裁判を団結権保障の精神のもとに公正に行い、無罪判決を下すよう求めます。全国の労働組合、市民団体のみなさんの御協力をお願いします。

2004年4月10日